

2025 年 4 月 24 日
経済法令研究会

『銀行業務検定試験 相続アドバイザー 3 級問題解説集 2025 年 3 月受験用』
C B T 受験者用追加情報

標記書籍におきまして、追加情報として下記のとおりお知らせいたします。

この追加情報は、2025 年 3 月受験用の問題解説集をお持ちの方が、2025 年 5 月 1 日以降に銀行業務検定試験「C B T 相続アドバイザー 3 級」を受験する際の一助となるよう、2025 年度の税制改正のうち出題範囲の改正点について、お知らせします。なお、C B T 相続アドバイザー 3 級は、原則として 2025 年 4 月 1 日現在において施行されている内容にもとづき出題されます。

記

○個人の事業用資産に係る贈与税の納税猶予制度における事業従事要件

(受贈者の事業従事要件の緩和)

「贈与の直前において特定事業用資産に係る事業に従事していたこと」となった。

＊2025 年 1 月 1 日以後の贈与から適用。

＊2024 年以前は、贈与の日まで引き続き 3 年以上継続して事業に従事していたこととされていた。

○非上場株式等に係る贈与税の納税猶予の特例制度における役員就任要件

(受贈者の役員就任要件の緩和)

「贈与の直前において役員等であること」となった。

＊2025 年 1 月 1 日以後の贈与から適用。

＊2024 年以前は、贈与の日まで引き続き 3 年以上を会社の役員等であることとされていた。

以上